

地域医療連携推進法人制度及び病床特例要件について

地域医療連携推進法人制度とは

地域医療構想の達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として平成 27 年の第 7 次改正医療法により創設されたものである。

病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する仕組みとなっており、令和 5 年 1 月 1 日現在大阪府内では、4 法人が地域医療連携推進法人として認定されている。

【役割・業務など】

- 「医療連携推進区域」及び区域内の病院等の「医療連携推進方針」の決定
- 医療連携推進業務等の実施
 - 診療科（病床）再編（**病床特例の適用**）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資 等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

地域医療連携推進法人内での病床融通について

◆特定の病床に係る特例（医療法第 30 条の 4 第 12 項）

地域医療連携推進法人の参加法人同士又は同一参加法人内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できる。

【特例の対象となる申請】

- ≪病 院≫ 開設の許可、病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可
- ≪診療所≫ 病床の設置の許可、病床数の増加の許可

【特例適用のための要件】

- 1 地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること。
- 2 地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において増加しないこと。
- 3 地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において減少する場合は、医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。
- 4 「地域医療連携推進評議会」の意見を聴いた上で、行われているものであること。

※ 必要な病床数を認めるに当たっては、「地域医療構想調整会議」の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、「医療審議会」に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

◆地域医療連携推進法人 認定法人一覧

	法人名称	医療連携推進区域	認定年月日
1	地域医療連携推進法人 北河内メディカルネットワーク	北河内圏域	令和元年6月12日
2	地域医療連携推進法人 弘道会ヘルスネットワーク	北河内を中心とした区域 (守口市、門真市、寝屋川市)	令和元年6月12日
3	地域医療連携推進法人 泉州北部メディカルネットワーク	泉大津市、和泉市	令和3年6月11日
4	地域医療連携推進法人 淀川ヘルスケアネット	大阪市二次医療圏 (西部基本保健医療圏)	令和4年6月21日